



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *60 和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例施行規則を廃止する規則 (長寿社会課)
- 公安委員会規則
 - *13 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則
- 告示
 - *833 昭和40年和歌山県告示第816号 (和歌山県軽費老人ホーム無憂園使用料の徴収事務委託) の廃止 (長寿社会課)
 - *834 平成9年和歌山県告示第403号 (軽費老人ホーム使用料) の廃止 (")

規 則

和歌山県規則第60号

和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例施行規則 (平成17年和歌山県規則第88号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第13号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月3日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則 (昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県和歌山東警察署の部宮交番 (和歌山市太田) の項所管区の欄中「太田」の次に「、太田一丁目、太田二丁目、太田三丁目、太田四丁目」を、「黒田」の次に「、黒田一丁目、黒田二丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成21年8月22日から施行する。

告 示

和歌山県告示第833号

昭和40年和歌山県告示第816号 (和歌山県軽費老人ホーム無憂園使用料の徴収事務委託) は、廃止する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第834号

平成9年和歌山県告示第403号 (軽費老人ホーム使用料) は、廃止する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸